

事故管理No.	事故発生日	曜日	発生時間	事故区分	地区名	営業所名	氏 名	職種	年齢	勤続	損害程度(品目・負傷状況) (損害額)	休業見込 (実休業)	荷主・相手方		事 故 内 容	
													名称	本・支店、工場		
1	J8100097	2025/6/11	水	10:30	貨物	関西	滋賀物流センター	協力会社乗務員	作業	33	1年6ヶ月	検査機械 6,200,000円	-	-		協力会社作業員が、積込みバースで、鋼製パレットに積載された機械を、フォークリフトにて車両へ積込む際に、鋼製パレットに対してリフトツメ差し込みが甘く、リフトアップ時にリフトツメによるブレーキが効かず製品重心が後方にあり横転し破損させた。
	確認日	2025/7/18	金	確認者 (安全)	発生要因	■ これまでも商品荷扱いができていたという慣れから、作業開始前に商品の重心位置や形状、重量を確認せず、商品特性に応じてフォークリフトを乗り換え(リーチからカウンターへ)たり、サヤ爪を刺しての作業手間を惜しみ、基本動作も疎かになっていた。 ■ 商品に応じた荷扱い手順が決められておらず、作業者への周知教育も実施できていなかった。 ■ 商品の重心位置や形状に関する情報入手ができておらず事前教育も行われていなかった。					再発防止対策	■ 協力会社においてフォークリフト基本動作徹底のための再教育を実施してもらい(外部機関)、商品の重心位置や形状、重量に応じた作業方法の決定手順を周知させる。 ■ 取扱商品毎に作業手順を決めて作業者への周知教育を実施し、管理者はフォークリフト基本動作ができていることを確認する。商品入庫時、「商品取り扱いに関する注意喚起看板」を取付けしフォークリフトを適正に使用させる。 ※ 作業手順通りできるまでは作業補助者をつけて二人作業を行い爪差し込み状況や地切、荷の安定を確認する。 ■ 新規商品情報(重心位置や形状、重量、など)を荷主より事前入手し作業者への教育を計画し周知する。				
2	J8100134	2025/7/11	金	11:10	労災	九州	鞍手事業所	自社乗務員	乗務	50	24年1ヶ月	右脛骨高原骨折	60日	-		乗務員が、積み替え場所で、仮置きした構造材に、吊っている荷を確認しながら、後ろへ移動したとき、右足が引っ掛かり、受け身を取ろうとしたときに右ひざに負荷がかかり負傷した。
	確認日	2025/7/23	水	確認者 (安全)	発生要因	■ クレーン操作時には足元につまづきにつながるものがないか確認するといった危険排除教育の繰返しができていなかった。 ■ 積み替え場所におけるクレーン操作時の操作位置や積荷の卸し場(置き場)が乗務員任せとなっており、当該事故では仮置き場と操作位置が同じ側で操作しており、積み替え車両との位置関係や補助者との声掛け・連携が明確になっていなかった。					再発防止対策	■ クレーン操作時、周囲に商品や道具などがあるとつまづくなどの危険性につながるため、予め排除するように積荷の卸し場(置き場)を決めるよう送り出し教育にて繰返し周知した。 ■ 積み替え場所におけるクレーン操作手順を積荷毎に操作場所や荷卸し場所(置き場)、他の作業者との連携作業を具体化し、乗務員に周知を繰返し行い管理者はできていることを確認した。				
3	J8100142	2025/7/11	金	17:10	貨物	関東	浦安	協力会社作業員	作業	22	-	蓄電池収容箱 5,000,000円	-	-		離島の荷扱い業者敷地内で協力会社作業員が、蓄電池収容箱が入った木箱をトラックからフォークリフトで降ろし保管場所へバック走行で移動中、リフトの爪の差し込みが甘く商品のバランスが崩れ前方へ転倒し破損させた。
	確認日	2025/7/31	木	確認者 (安全)	発生要因	■ フォークリフト荷扱い時の注意喚起は行っていたが、商品への表示や事前打合せができていなかった(以前も同じ荷扱いができており大丈夫であるとの判断)。 ■ フォークリフト爪の押し込み状況確認といった基本動作を怠った。					再発防止対策	■ フォークリフト荷扱い時の注意喚起事項を出庫時に商品へ表示するとともに、相手方と事前打合せを行い周知できているか確認を行う。 ■ フォークリフト爪を深く押し込み、地切りして荷物の安定を確認するといった基本動作の再周知を行った。また、現地で作業者が基本動作確認を行うよう要請する。				